

# 男性不妊治療費への助成について

## 1. 制度の概要

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に至る過程の一環として行われる、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術※（治療区分Cを除く）を行った場合は費用の一部を助成します。ただし、医療保険が適用されないものに限りです。

※「精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術」とは、精巣内精子回収法（TESE(C-TESE、M-TESE)）、精巣上体内精子吸引法（MESA）、精巣内精子吸引法（TESA）、経皮的精巣上体内精子吸引法（PESA）を指します。

## 2. 助成上限回数

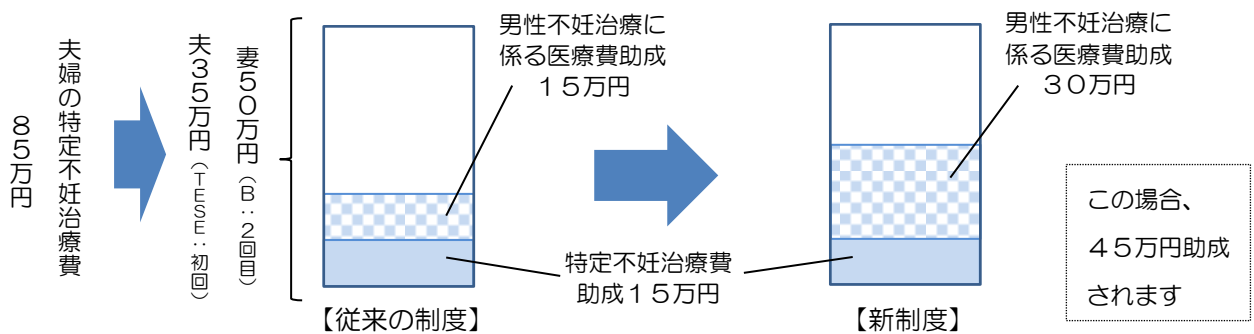
- ◆特定不妊治療費助成の妻の助成上限回数の範囲内で申請できます。
- ◆原則として、特定不妊治療(採卵を伴うもの)の助成申請と同時に申請することが必要です。

ただし、主治医の方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの申請ができます。なお、この場合も特定不妊治療費助成の通算助成回数の1回としてカウントします。（初回助成額の拡充対象にはなりません。）

## 3. 助成額上限

1回につき、15万円を上限に助成します。また、平成31年4月1日以降に治療を開始したものに限り、初回の申請は30万円までを上限に助成します。

（例）凍結胚移植（2回目、治療内容 B/助成上限額 15万円）と精巣内精子回収法（初回、TESE/助成上限額30万円）を実施したケース



## 4. 対象者

- ◆船橋市特定不妊治療費助成事業の対象者を満たすこと
- ◆船橋市特定不妊治療費助成事業の指定医療機関（他の都道府県・政令市・中核市の特定不妊治療費助成事業の指定医療機関を含む）又は主治医の治療方針に基づき医療機関において手術を受けたこと

## 5. 必要書類

特定不妊治療費助成事業の必要書類と合わせて提出してください。

1	<b>特定不妊治療受診等証明書</b>	※指定医療機関の主治医に記入を依頼してください
2	医療機関が発行した <b>領収書（原本）</b>	1に記載された手術に係るものであること